

## 平成20年度 CFP®事例演習と重点ポイント 改定等箇所一覧

当改定一覧は、CFP®受験対策通信講座をご利用頂いている受講者の皆様向けに作成した資料です。ご使用の「平成19年度版CFP®事例演習と重点ポイント」につき、平成20年度における改定等箇所をまとめたものです。事例演習と重点ポイントの該当ページと改訂内容を記載していますのでご確認下さい。

## 相続事業承継設計

該当ページ	改訂内容等
26 追記	Point-5 遺留分 表の中 遺留分権利のない者 ③ 相続人以外の包括受遺者
42 追記	◇他の選択肢 2. 正しい。春子さんが保険料を負担していた部分は、保険料負担者が被相続人又は保険金受取人以外の者の場合に該当するので贈与税の課税対象となる。 3. 正しい。被保険者である小田さんは亡くなっていないので、保険事故は発生しておらず、死亡保険金は支払われないため保険金に対する課税はおこらない。 4. 正しい。春子さんが保険料を負担していた部分は保険料負担者が保険金受取人の場合に該当するので、一時所得として、所得税・住民税の課税対象となる。
126 記述変更	1. 課税価格から減額される金額 (注3)の下 ※ 国営事業用宅地等とは特定郵便局のことであり、平成19年10月の郵政民営化後はこの特例が廃止され、民営化後の新たな賃貸借契約については適用できない。
130 追記	◇ポイント 貸家の場合＝固定資産税評価額×(1－借家権割合×賃貸割合) ◇手順 ② 貸家 = $5,000 \text{万円} \times 400 \text{m}^2 / 500 \text{m}^2 \times (1 - 0.3 \times 1.0) = 2,800 \text{万円}$
155 削除	◇ポイント <小規模宅地等の減額特例における減額割合> 事業用のうち、 <del>国営事業用宅地等</del>
156 追記	◇正解 設問C-4 ◇他の選択肢 1. 誤り。建築中の家屋の評価は、費用原価に70%を乗じた金額である。 2. 誤り。門・塀等の附属設備は、家屋とは別個に評価しなければならない。 3. 誤り。貸家用建物は、「固定資産税評価額×(1－借家権割合×賃貸割合)」で計算した金額によって評価する。
167 追記	◇ポイント 2. 延納から物納へ一定の要件を満たした場合に変更できる(平成18年4月1日以後発生相続が対象)。
207 語句削除	4. 種類株式の評価方法の明確化 【内容】 ②社債類似株式(一定期間後に償還される特定の無議決権+配当優先株) 以下の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株は、社債に準じた評価(発行価額と配当に基づく評価)を行う。 p.208のまとめ表②社債類似株式における評価方法の原則 社債に準じた評価(発行価額と配当に基づく評価)

以上